

第4章 心地よい生活空間の創生

第1節 豊かな住生活の実現

1 住生活基本計画（全国計画）の推進

本格的な少子高齢社会の到来等、社会情勢の変化に伴い、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月閣議決定）に基づき、①良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継、②良好な居住環境の形成、③多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、④住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保という4つの目標の達成に向け、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進している。20年度においては、関係省庁による「住生活安定向上施策推進会議」を開催し、住宅と福祉、防犯等他分野との連携施策を中心に施策の実施状況を取りまとめるとともに、社会経済情勢の急激な変化に対応し、住宅投資の活性化による内需主導の持続的成長が求められていることを踏まえ、住宅ストックの質を確保する観点から、長期優良住宅の普及及び省エネ改修等のリフォームを緊急的かつ重点的に促進するため、「住生活基本計画（全国計画）」の変更を行った。

（1）住宅の長寿命化への取組み

平成20年11月に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が成立した。これは、住宅を長期にわたり良好な状態で使用し続けることができるよう、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備えた住宅（「長期優良住宅」）の普及を図るもので、ストック型社会への転換に向けた取組みの1つである。20年度は、ストック型社会における住宅のあり方について、民間等の優れた提案を公募・採択し、長期優良住宅等の普及啓発に寄与するモデル事業に対し支援を行う「超長期住宅先導的モデル事業」（20年度採択件数：88件）等を実施している。

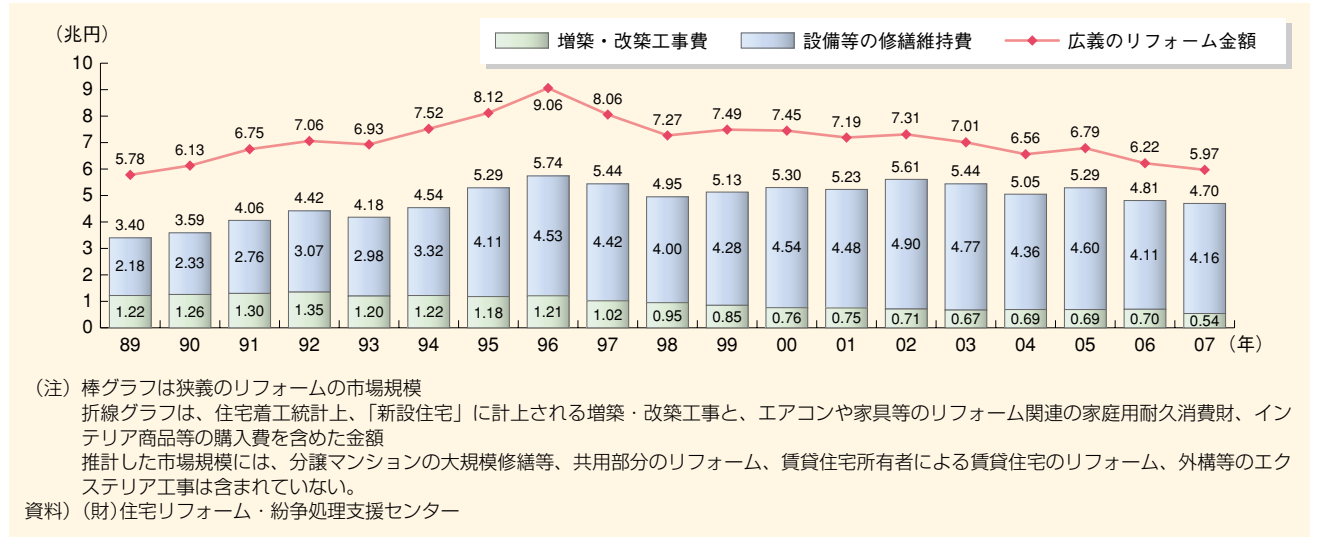
（2）良質な住宅ストックの形成と将来世代への承継

①住宅リフォーム市場の環境整備

リフォームを促進するため、リフォームに係る様々な情報の提供等を行うリフォネットの普及や、住宅履歴情報の整備・普及を推進している。また、平成20年度から、住宅金融支援機構の証券化支援業務では、既存住宅の取得に対する融資限度額の見直し（改修費用の上乗せ）、同機構によるリフォーム費用に対する死亡時一括償還型融資制度では、融資対象の追加や融資限度額の引上げ等を行った。

なお、悪質リフォームの社会問題化を踏まえ、消費者が安心して適切なリフォームを実施できる環境を整備するため、各地域にリフォーム相談窓口が設置されるよう取組みを進めるとともに、建設業法に基づく事業者への指導・監督の徹底、住宅リフォームに関する情報提供の強化等に取り組んでいる。

図表Ⅱ-4-1-1 住宅リフォーム市場規模の推移（推計）



②マンション管理の適正化と改修・建替えの円滑化

マンションのストック戸数は約545万戸（平成20年末現在）に達し、国民の重要な居住形態となっているが、適切な維持管理を行っていく上での様々な課題や老朽マンションの増加等への対応が必要となっている。計画的な維持修繕を促進するため、「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」を20年6月に策定した。また、老朽マンションについてはその改修及び建替えを円滑に行うため、補助、融資、税制措置等の活用促進を図っており、20年10月1日までに「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を活用したマンション建替事業の実績は、全国で45件となっている。さらに20年6月に社会資本整備審議会住宅地分科会にマンション政策部会を設置し、管理組合による計画的な管理等の推進や老朽マンションの再生の促進等を内容とする答申を21年2月に取りまとめた。

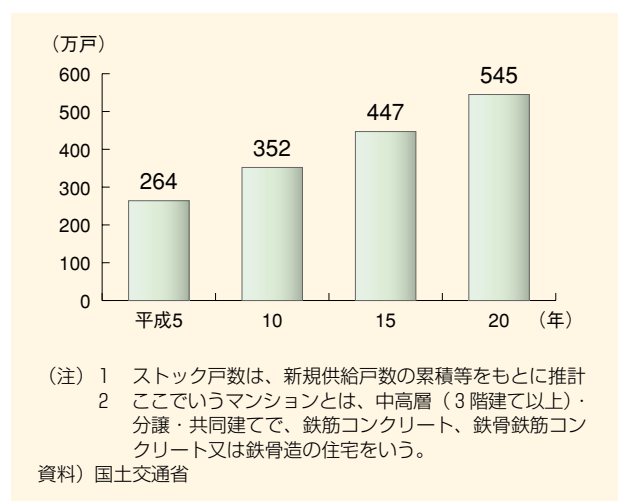
（3）多様な居住ニーズが実現される住宅市場の環境整備

①住宅の品質確保の促進

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保法）」に基づき、新築住宅の基本構造部分に係る10年間の瑕疵担保責任を義務付けるとともに、新築住宅及び既存住宅に対し、耐震性、省エネ対策、シックハウス対策等、住宅の基本的な性能を客観的に評価し、表示する住宅性能表示制度を実施している。平成19年度の実績は、設計図書の段階で評価した設計住宅性能評価書の交付が217,450戸、現場検査を経て評価した建設住宅性能評価書（新築住宅）の交付が204,228戸、建設住宅性能評価書（既存住宅）の交付が1,595戸となっている。

建設住宅性能評価を受けた住宅に係る紛争については、指定住宅紛争処理機関が裁判によらず迅速かつ適正な処理を図ることとしており、住宅紛争処理支援センターがその支援業務を行っている。同

図表Ⅱ-4-1-2 マンションストックの推移

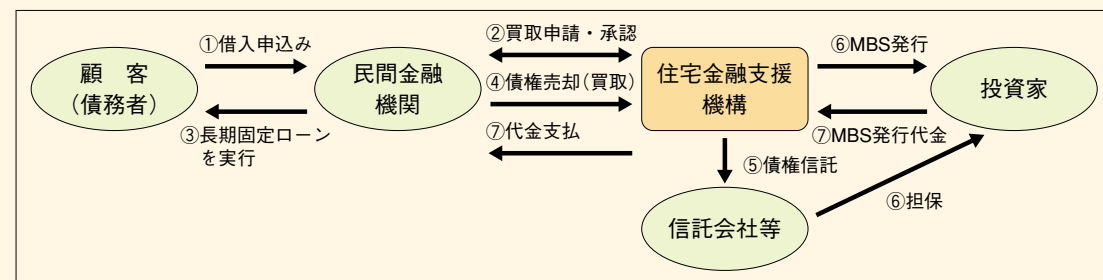


センターは、住宅全般に関する様々な相談も受け付けている。19年度の実績は、指定住宅紛争処理機関における紛争処理の申請受付件数は28件、住宅紛争処理支援センターの相談受付件数は8,626件となっている。

②住宅金融

平成19年4月、独立行政法人住宅金融支援機構が設立された。同機構の主業務は、民間金融機関による相対的に低利な長期・固定金利住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務で、15年10月に民間金融機関の住宅ローン債権を集約し証券化する買取型を開始した。20年10月末までの実績は、買取申請件数214,577件、買取件数152,655件で、337の金融機関が参加している。また、19年1月から民間金融機関自らがオリジネーターとなって行う証券化を支援する保証型を開始し、20年10月末時点で4機関が参加している。証券化支援業務の対象となる住宅には、耐久性等の技術基準を定め、物件検査を行うことで住宅の質の確保を図るとともに、証券化支援業務の枠組みを活用し、耐震性、省エネルギー性、バリアフリー性及び耐久性・可変性の4つの性能のうちいずれかの基準を満たした（20年10月より2要件基準を緩和）住宅の取得に係る融資金利を当初5年間0.3%引き下げる優良住宅取得支援制度を実施している。一方、機構の直接融資業務は、災害対応、密集市街地建替、子育て世帯・高齢者向け賃貸住宅等、政策的に重要でかつ民間金融機関では対応が困難な分野に限定して実施している。

図表Ⅱ-4-1-3 証券化支援事業（買取型）スキーム図



（注）MBS：住宅ローン債権を担保とする資産担保証券

20年12月には、世界的な金融市場の混乱等を受け、「住宅・不動産市場活性化のための緊急対策」として、計画的なまちづくりに寄与する新築の分譲住宅の建設資金融資や地方の優良な都市開発事業への資金支援等の事業者支援を図るとともに、21年度より耐震性、バリアフリー性等が優れた住宅の取得について金利優遇期間を延長するなど住宅需要の喚起のための住宅取得者の負担軽減策を取りまとめた。

③住宅税制の充実

（ア）住宅ローン減税制度の延長及び拡充等

中堅勤労者等における無理のない負担での住宅取得を支援することにより、国民生活の向上等を図るとともに、昨今の経済情勢を踏まえ、経済効果の大きい住宅投資の促進による内需拡大の観点から、良質な住宅投資に対する支援を拡充することで良質なストック形成への誘導を図るため、住宅ローン減税制度の適用期限を延長するとともに、最大控除可能額の過去最高水準までの引上げや、個人住民税からの控除制度を導入することとした。

（イ）長期優良住宅や住宅リフォームに係る税額控除制度の創設

経済情勢の悪化等を踏まえ、省資源で国民生活の質的向上を図り得る住宅への投資に金融資産を誘

導し、省資源なストック型社会への転換と持続的な内需拡大による経済成長の実現を図るため、長期優良住宅の新築等や既存住宅の各種改修に係る税額控除制度を新たに講ずることとした。

④既存住宅流通市場の環境整備

質の高い既存住宅を安心して売買できる市場環境の整備のため、既存住宅の性能表示制度の普及や、不動産取引価格等の情報提供及びその内容の充実、既存住宅の質を考慮した価格査定マニュアルの普及等を推進しているとともに、平成20年度より、既存住宅について経年劣化の状況等を簡易に評価する手法の検討を開始している。

⑤賃貸住宅市場の整備

賃貸住宅市場においては、戸建て住宅、マンション等の持家ストックの賃貸化等を通じたストックの質の向上を図るため、定期借家制度の普及、サブリース事業^{（注）}の適正化等の環境整備に取り組んでいる。

⑥街なか居住の推進

少子高齢化の進展に伴って、高齢者や子育て世帯等を中心に歩いて暮らせるまちづくりが求められるとともに、中心市街地の空洞化が進む中、街なか居住の推進によるにぎわいの再生が必要となっている。このため、ゆとりある生活を実現し、職と住が近接した都市構造の形成、居住機能を含む多様な都市機能が複合した魅力ある市街地への更新を図る必要があることから、総合設計制度（平成19年3月末現在3,006件）、高層住居誘導地区（19年3月末現在2地区）、用途別容積型地区計画（19年3月末現在39地区）、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく中心市街地共同住宅供給事業等により、都心部や中心市街地における住宅供給を誘導・促進し、街なか居住を推進している。

⑦木造住宅の振興

木造住宅の市場競争力の強化、木造住宅生産の主要な担い手である中小住宅生産者の技術力の向上等を図るため、木造住宅に係る技術開発、住宅生産者と木材生産者とが連携した木造住宅生産体制の整備等の取組みを推進している。

（４）住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

平成19年7月に制定された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、公的賃貸住宅の供給及び民間賃貸住宅の活用等を図ることとしている。

①公的賃貸住宅等の供給

住宅市場において十分に供給されない住宅サービス等について、適切に市場を補完するため公的賃貸住宅制度等を活用して良質な賃貸住宅が供給されている。平成19年度には、公営住宅制度を補完する公的賃貸住宅（特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅）制度を再編して、地域優良賃貸住宅制度を創設し、子育て世帯、高齢者世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯等を対象とした良質な賃貸住宅の供給を促進している。

また、解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に対する住宅セーフティネットを確保するため、全国の主要なハローワークと連携のもと、地方公共団体、都市再生機構等においても、公営住宅や都市再生機構賃貸住宅等の空家情報の提供や空家の貸出し等離職者の居住安定確保に向けた対策を講じている。

（注）賃貸住宅管理会社が建物所有者（家主）等から建物を転貸目的で賃借し、自ら転貸人となって転借人に賃貸する事業

図表Ⅱ-4-1-4 公的賃貸住宅等の趣旨と実績

	趣 旨	管理戸数
公営住宅	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で良質な賃貸住宅を供給	約218万戸 (平成19年度)
改良住宅	不良住宅地区の住環境改善等に伴い、住宅に困窮する従前居住者向けの公的賃貸住宅を供給	約16万戸 (平成19年度)
都市機構賃貸住宅	大都市地域において、住宅市街地の整備と併せ、民間事業者による十分な供給が困難なファミリー向け賃貸住宅等を中心として、職住が近接した良質な賃貸住宅を供給（なお、平成14年度より民間事業者によるファミリー向け賃貸住宅等の供給を支援する民間供給支援型賃貸住宅制度を実施）	約77万戸 (平成19年度)
公社賃貸住宅	地域の賃貸住宅の需要状況に応じ、良質な賃貸住宅を供給	約14万戸 (平成19年度)
地域優良賃貸住宅	民間の土地所有者等に対し、整備費等及び家賃減額のための助成を行い、高齢者世帯、子育て世帯等を対象とした良質な賃貸住宅を供給	・特定優良賃貸住宅 約16万戸（平成18年度） ・高齢者向け優良賃貸住宅 約3.0万戸（平成19年度）
住宅金融支援機構融資による賃貸住宅	子どもを育成する家庭もしくは高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅の建設に必要な資金又は当該賃貸住宅の改良に必要な資金の貸付及び高齢者向け優良賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用に供したことの住宅の購入に必要な資金の貸付を実施	—

（注） 1 都市機構が管理する賃貸住宅戸数には、高齢者向け優良賃貸住宅を含む。
2 公社賃貸住宅の管理戸数には、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅を含まない。
3 平成19年度に、特定優良賃貸住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編して、地域優良賃貸住宅制度を創設した。
資料）国土交通省

②民間賃貸住宅の活用

民間賃貸住宅のセーフティネット機能の向上を図る観点から、あんしん賃貸支援事業により、地方公共団体、NPO・社会福祉法人、関係団体等と連携しながら、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報を提供し、様々な居住支援を行うことにより、入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築の支援に取り組んでいる。

2 良好な宅地の供給及び活用

（1）地価の動向

平成20年1月1日時点の地価公示によると、19年1月以降の1年間の地価は全国平均で住宅地及び商業地ともに上昇し、長期的に見ると、バブル崩壊後の長期下落基調を経て、近年、持ち直し傾向が見られた。しかし、17年頃から持ち直し傾向が見られた主要都市の地価は、19年後半以降陰りが見られ、「主要都市の高度利用地地価動向報告」（地価LOOKレポート）により、19年10月から20年10までの地価動向を見ると、足元に近づくほど、上昇傾向の鈍化から下落傾向へと顕著に推移している。

（2）宅地供給の現状と課題

人口・世帯減少社会に対応するため、新規宅地の大量供給を積極的に支援する従来の施策から、地域特性に応じた良好な居住環境を備えた宅地供給が図られるよう、都市再生機構のニュータウン事業では既に着手済みの事業のみを行い、住宅市街地基盤整備事業^{（注1）}では、住環境の改善や街なか居住等に資するものに重点を置き実施している。また、税制の特例や農住組合制度^{（注2）}等により、農地を活用した良好な居住環境を備えた宅地の供給を促進している。

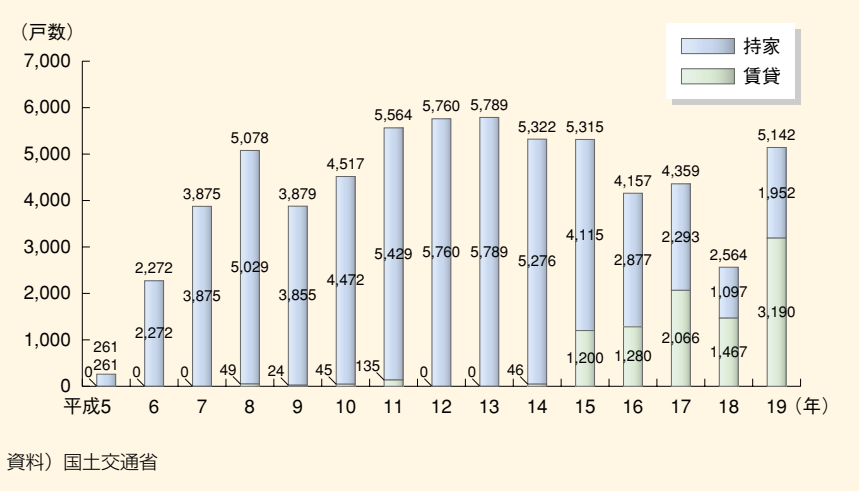
（注1）住宅宅地供給に関連する道路、河川、都市公園等の整備を行う事業

（注2）市街化区域農地の所有者が、当面営農の継続を図りながら、その農地を円滑に住宅地等に転換するために設けられる。

（3）定期借地権の活用

借地契約の更新が無く、定められた契約期間で確定的に借地契約が終了する定期借地権は、良好な住宅取得を低廉な負担で実現する上で有効な制度であり、定期借地権付住宅は、平成19年末までに63,000戸以上が供給されている。ここ数年は供給戸数が減少傾向にあったが、19年においては、回復に転じた。なお、同制度の円滑な普及に向けた条件整備として、保証金、権利金に次ぐ第三の一時金方式である前払賃料方式の税務上の取扱いの明確化等を行っている。

図表Ⅱ-4-1-5 定期借地権付住宅供給の推移



（4）ニュータウンの再生

計画開発住宅市街地、いわゆるニュータウンにおける住宅や施設の老朽化、居住者の高齢化や小世帯化に伴って生じる機能更新等の課題に対応し、計画開発住宅市街地を良好なストックとして引き続き活用する必要がある。平成20年度は計画開発住宅市街地を中心にエリアマネジメントに取り組む団体に対し、モデル的な支援を行っている。

第2節 快適な生活環境の実現

1 都市公園等の整備及び良好な都市環境の形成

（1）都市公園等の整備状況と機能充実に向けた取り組み

都市公園等は、国民の多様なニーズに対応するための基幹的な施設であり、①避難地等となる防災公園の整備による安全・安心な都市づくり、②少子・高齢化に対応した安心・安全なコミュニティの拠点づくり、③循環型社会の構築、地球環境問題への対応に資する良好な自然的環境の保全・創出、④地域の個性を活かした観光振興や地域間の交流・連携のための拠点づくり等に重点を置き、国営公園、防災公園等の整備や古都及び緑地の保全を効率的かつ計画的に実施している。平成19年度末現在の都市公園等整備状況は、95,207箇所、113,207haとなっており、一人当たり都市公園等面積は約9.4m²となっている。また、国営公園については、19年度の年間利用者数が約3,223万人（国民の4人に1人）となっており、20年度には17箇所では整備を推進し、そのうち16公園で供用を開始している。

国営備北丘陵公園（広島県庄原市）



公園のメインゲートとなる北入口センターエリアを20年4月に開園

（２）緑豊かな都市環境の形成

良好な自然的環境の保全と創出による緑豊かな都市環境の実現を目指し、市町村が策定する緑地の保全や緑化の推進に関する基本的な計画である「緑の基本計画」に基づき、都市緑化及び緑地保全を推進している。また、自然再生緑地整備事業等により緑豊かな都市公園の整備を推進するとともに、建築行為等の規制や土地の買入れにより樹林地等の保全を図る特別緑地保全地区や契約に基づき市民に緑地を公開する市民緑地制度等の活用により緑地の保全を図っている。さらに、緑地環境整備総合支援事業により、これらの取組みを総合的に支援するとともに、道路・河川等との事業間連携を進め、水と緑のネットワークの形成を図っているほか、緑化施設整備計画認定制度等の活用により、民有地の緑化を推進している。

なお、全国「みどりの愛護」のつどい等の普及啓発活動を実施するとともに、緑化を進める方々への各種の表彰制度や、企業自らの緑化・緑地保全に対する取組みを認証するなど、様々な施策を展開して普及啓発を推進している。

２ 歩行者・自転車優先の道づくりの推進

①人優先の安全・安心な歩行空間の形成

通学路を主とした歩道等の整備を推進しており、この際、市街地など歩道等の整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵設置等の簡易な方法を含めた安全・安心な歩行空間の創出に取り組んでいる。

②安全・安心な自転車走行環境の整備

道路管理者と警察が連携し、歩行者や自動車から分離された自転車走行空間の創出に取り組んでいる。平成20年１月には全国で98箇所の自転車通行環境整備モデル地区を指定し、おおむね２年間で、自転車道の整備や自転車専用通行帯の設置等を推進することとしている。

③質の高い歩行空間の形成

歩くことを通じた健康の増進や魅力ある地域づくりを支援するために、豊かな景観・自然、歴史的・文化的事物等を結ぶ質の高い歩行空間を形成するウォーキング・トレイル事業を推進している。また、生活道路を、これまでの自動車優先から歩行者・自転車優先に転換し、安全で質の高い生活空間にするため、「くらしのみちゾーン」^(注)等の推進に取り組んでいる。

④わかりやすい道案内の推進

地理に不案内な歩行者等に対して、目的地へのわかりやすい道案内手法の導入や各種情報提供手段の連携等による情報提供の充実を推進している。

⑤柔軟な道路管理制度の構築

自動車交通の一層の円滑化と安全に加え、安全な歩行空間としての機能や地域のにぎわい・交流の場としての機能など道路が有する多様な機能を発揮し、沿道住民等のニーズに即した柔軟な道路管理ができるよう、平成19年度に道路法が改正された。これにより、（ア）市町村による国道又は都道府県道の管理の特例（代行制度）、（イ）市町村による歩行安全改築の要請制度、（ウ）NPO等が設置する並木、街灯等に係る道路占用の特例、（エ）道路と沿道施設を一体的に管理するための道路外利便施設の管理の特例等が新設された。

（注）外周を幹線道路に囲まれているなどのまとまりのある住区や中心市街地の街区等において、一般車両の地区内への流入を制限して身近な道路を歩行者・自転車優先とし、併せて無電柱化、緑化等の環境整備を行い、交通安全の確保と生活環境の質の向上を図ろうとする取組み。平成20年10月末現在、56地区が登録されている。

第3節 利便性の高い交通の実現

（１）都市・地域における総合交通戦略の推進

安全で円滑な交通が確保されて集約型のまちづくりを実現するためには、自転車、鉄道、バス等の輸送モード別、事業者別ではなく、利用者の立場でモードを横断的にとらえる必要がある。このため、地方公共団体が公共交通事業者等の関係者からなる協議会を設立し、協議会において目指すべき都市・地域の将来像と提供すべき交通サービス等を明確にした上で、必要となる交通施策や実施プログラム等を内容とする「都市・地域総合交通戦略」を策定し、関係者がそれぞれの責任の下、施策・事業を実行する仕組みを構築することが必要である。国は、同戦略に基づき実施されるLRT等の整備等、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を支援することとしている。

（２）渋滞緩和に向けたTDM等の推進

自動車交通の状況や道路交通の混雑を解決する処方せんは都市ごとに異なるものであるが、TDM^(注1)は都市の特性に応じて措置ができる施策であり、総合的かつ効果的なTDMの普及を推進している。

朝夕のラッシュ時等に発生している渋滞を緩和するために、交通容量拡大策に加え、バス・鉄道共通ICカードやバスロケーションシステムの導入等の公共交通機関の利用促進策や、パークアンドライド^(注2)、時差通勤等のTDM施策を実施している。また、地域によっては、バス路線マップや個別冊子を住民に配布することで、自動車の使い方の見直しを促し、公共交通を有効に使うモビリティマネジメント^(注3)を実施している。

（３）公共交通の活性化に向けた取組み

公共交通の活性化は、地域再生、都市再生、少子高齢化対策、環境対策といった、我が国の抱える主要な課題を解決し得る有効な手段である一方で、関係者の考え方や利害が複雑に絡み合うこと等により、なかなか進まない状況にある。こうした状況を打破するため、地方運輸局が中心となって、地方公共団体、交通事業者、地域住民等と共に検討を行い、具体的方策とその実施のための役割分担等について定める「公共交通活性化総合プログラム」の策定を推進し、公共交通の活性化の取組みを後押ししている。例えば、ターミナル駅の乗継利便性向上策の一体的推進や鉄道、バス、旅客船等の利用促進施策の展開をはじめ、各地において様々なプログラムを策定している。

（４）都市鉄道ネットワークの充実

都市鉄道ネットワークは、輸送力増強や混雑緩和を主眼とした整備により相当程度拡充され、大都市圏における鉄道の通勤・通学時の混雑は少子高齢化の進展等と相まって低下傾向にあるが、一部の路線では依然として混雑率が高く、引き続き混雑緩和に取り組む必要がある。なお、平成20年６月に東京地下鉄副都心線（池袋～渋谷）、同年10月に京阪電鉄中之島線（中之島～天満橋）、21年３月に阪

（注１）都市又は地域レベルの道路交通混雑を緩和するため、道路利用者の時間の変更、経路の変更、手段の変更、自動車の効率の利用、発生源の調整等により、交通需要量を調整（＝交通行動の調整）する手法

（注２）交通混雑緩和のため自動車を都市郊外の駐車場に駐車し（パーク）、鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換え（ライド）、目的地に入るシステム

（注３）一人ひとりのモビリティ（移動）が、個人的にも社会的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策

神電鉄阪神なんば線（西九条～近鉄難波）が開業し、都市鉄道ネットワークの拡大が図られている。また、路線間の接続の不備、駅と周辺との一体的な整備の欠如等、「質」の面における課題がなお見られることから、既存施設を有効活用しつつ、速達性向上や交通結節機能の高度化を図る「都市鉄道等利便増進法」の活用により利用者の利便を増進するなど、都市鉄道ネットワークの一層の充実を図っている。

図表Ⅱ-4-3-1 整備中の主な都市鉄道新線

（平成21年3月31日現在）

事業者名	路線名	区間	開業予定
仙台市	東西線	動物公園～荒井	27年度
成田高速鉄道アクセス（第三種鉄道事業）	成田高速鉄道アクセス線	印旛日本医大～成田空港 高速鉄道線接続点	22年度
名古屋市	6号線（桜通線）	野並～徳重	26年度
大阪外環状鉄道（第三種鉄道事業）	おおさか東線	新大阪～放出	23年度
大阪港トランスポートシステム	北港テクノポート線	コスモスクエア～新桜島	24年度

富山都心線イメージ



（5）都市モノレール・新交通システム・LRTの整備

少子高齢化に対応した交通弱者のモビリティの確保を図るとともに、都市内交通の円滑化、環境負荷の軽減、中心市街地の活性化の観点から公共交通機関への利用転換を促進するため、LRT等の整備を支援している。平成20年度は、上下分離方式によるLRTの整備・運行が予定されている富山都心線の整備等に対し支援を行った。

（6）バス・タクシーの利便性の向上

バスについては、バスを中心としたまちづくりを目指すオムニバスタウンの整備、GPSバスロケーションシステムの整備及び公共車両優先システム（PTPS）と連節ノンステップバス等を一体的に整備し、バスの定時性・高速性の確保を図る日本型BRTの導入に対し引き続き支援を行っていくこととしている。

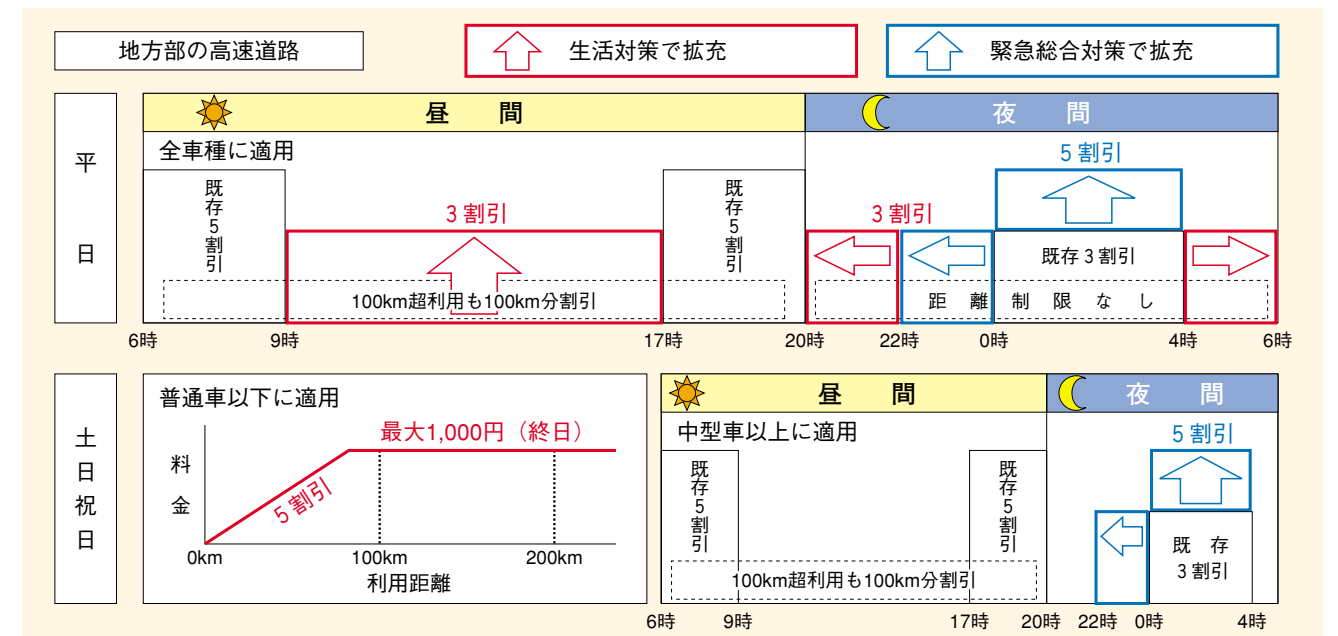
タクシーについては、平成18年度から、利用者の呼び出し地点から最短距離にあるタクシーの配車を行うデジタル式GPS-AVMシステムや、タクシー乗場の車両待機情報を一元的に集約・管理し、運転者に情報提供を行うタクシー乗場情報提供システム（TIS）の導入を支援することにより、利便性の向上を図っている。

（7）既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化

①多様で弾力的な料金施策の実施

「安心実現のための緊急総合対策」^{（注1）}を踏まえ、物流の効率化や地域の観光振興を図るため、平日夜間・深夜割引の拡充、休日昼間時間帯の割引を導入している。また、「生活対策」^{（注2）}として、平日の全時間帯に3割引以上や、土日祝日に普通車以下を対象に終日5割引（上限料金1,000円）等を導入している。

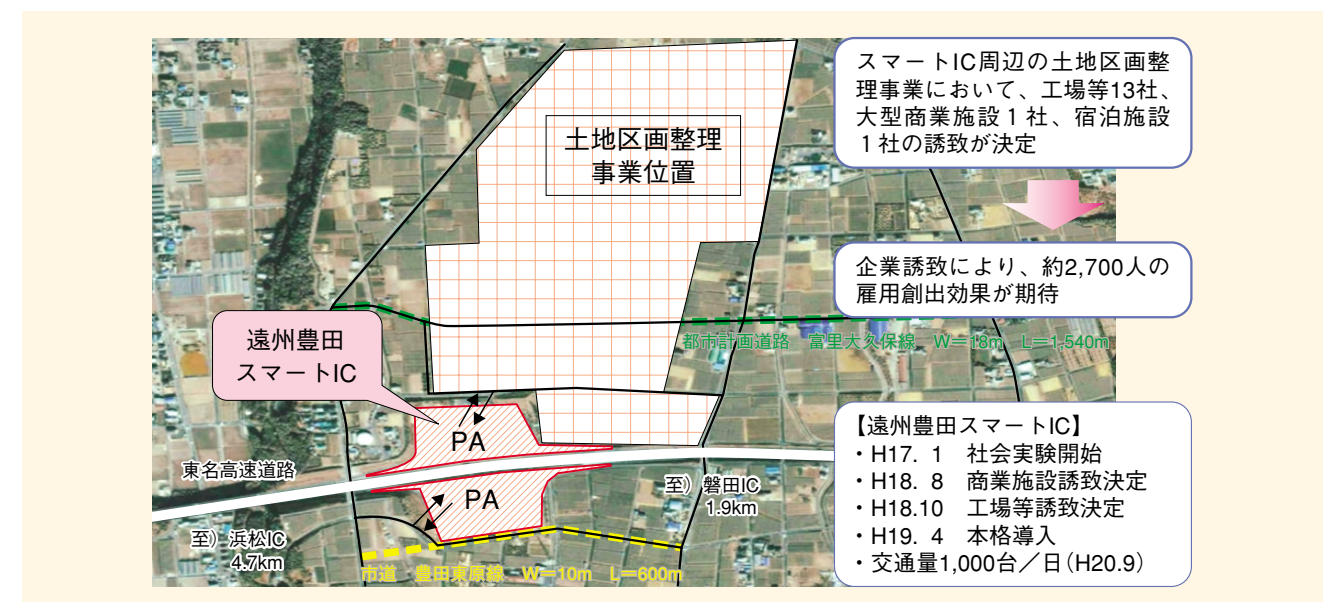
図表Ⅱ-4-3-2 「生活対策」における高速道路料金の引下げ概要



②スマートインターチェンジの整備等の促進

高速道路までのアクセス時間の短縮、利便性の向上による地域経済の活性化や生活の充実、安全・安心の向上に向けて、スマートインターチェンジの整備等を促進している。

図表Ⅱ-4-3-3 スマートインターチェンジ周辺地域の開発誘発の例（静岡県・遠州豊田スマートIC）



（注1）平成20年8月29日：「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定

（注2）平成20年10月30日：新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定